

淑徳大学後援会(千葉)会則

(名 称)

第1条 本会は「淑徳大学千葉後援会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は淑徳大学の発展に寄与するとともに淑徳大学建学の精神の涵養につとめることを目的とし、ひいては会員相互の親睦をはかる。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、淑徳大学に置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は、元協賛会会員及び現協賛会会員であって、入会申し込みのあった者。

3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、入会の申し込みのあった者。

(退 会)

第4条の1 会員又は賛助会員が、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

(1) 死亡した会員

(2) 会費を3年以上滞納した会員

(3) 会の名誉を著しく傷つけた会員

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く。

一 会長 1名

二 副会長 若干名

三 常任幹事 若干名

四 監事 2名

五 顧問 若干名

2 本会に名誉会長を置くことができる。

(任 期)

第6条 役員(名誉会長を除く)の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(事 業)

第7条 本会は次の事業を行う。

一 淑徳大学の発展のための提案と協力

二 会報の発行

三 会員相互の親睦のための行事

四 その他、本会の目的のために必要な事業

(総会及び幹事会)

第8条 総会は年1回行い、次の事項を審議する。

一 事業報告・決算

二 事業計画・予算

三 役員の選出

四 その他、必要と認められる事項

2 幹事会は会長、副会長、常任幹事、監事をもって構成し、必要に応じ随時開催する。

(会 計)

第9条 本会の運営は年会費及び寄附金をもってあてる。

2 年会費は次の通りとする。

一 正会員 5,000円

二 賛助会員 10,000円

3 本会の会計は大学に委託し、後援会関係経費の出納は千葉キャンパス事務部長に委嘱し、千葉事務部(総務)が業務を分掌する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

2 会計年度開始後予算が議決されるまでの間は、前年度予算を基準として収入・支出できるものとする。

(会則の改定)

第11条 この会則の改定は、総会において出席者の過半数の賛同をもって成立する。

附 則

この会則は、平成6年5月21日より施行する。

初会計年度は、平成6年5月21日より平成7年3月31日までとする。

この会則の変更は、平成8年4月1日より施行する。

この会則の変更は、平成12年4月1日より施行する。

この会則の変更は、平成22年4月1日より施行する。

この会則の変更は、平成26年4月1日より施行する。

この会則の変更は、令和4年4月1日より施行する。

この会則の変更は、令和5年4月1日より施行する。

この会則の変更は、令和6年4月1日より施行する。